

令和3年4月1日からの現物給与の価額

健康保険・厚生年金保険の保険料は「標準報酬月額」からもとめますが、標準報酬月額を決める基礎となる報酬を計算する際、現物で支給される食事や住宅があるときは、厚生労働大臣が都道府県ごとに告示で定めた標準報酬価額に基づいて、通貨に換算したうえで、報酬に算入する必要があります。

●現物給与の標準価額（一部）

現物給与の種類		東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	
食事の給与	1人1か月	21,600円	21,300円	21,300円	21,000円	
	1人1日	720円	710円	710円	700円	
	内訳	朝食	180円	180円	180円	180円
		昼食	250円	250円	250円	250円
夕食		290円	280円	280円	270円	
住宅の給与（畳1畳/1か月）		2,830円	2,150円	1,760円	1,810円	
その他の給与		時 価				

- ※ 現物給与の価額は都道府県ごとに定められています。
- ※ 健康保険組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。
- ※ 通常、被保険者の人事、労務および給与の管理をしている事業所が所在する地域の価額により算定することになりますが、現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合（本社で人事・労務・給与をまとめて管理している場合）は、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額により計算します。

●食事が支給される場合

食事が支給される場合、標準価額にもとづいて通貨に換算して報酬に算入します。被保険者から費用の一部を徴収する場合、標準価額から徴収金額を差し引いた額が報酬となります。なお、徴収金額が標準価額の3分の2以上の場合は、現物給与とはみなされず、報酬に算入されません。

例) 昼食を21日分支給した。(東京都の場合)

標準価額：250円×21日分＝5,250円

標準価額の3分の2：5,250円×2/3＝3,500円

- 被保険者からの徴収額が3,500円以上の場合は、現物給与とならず、報酬に算入されません。
- 被保険者からの徴収額が3,500円未満の場合は、標準価額との差額が報酬となります。
例えば、被保険者から2,000円（月額）徴収している場合、3,250円（5,250円－2,000円）が報酬となります

●住宅が提供されている場合

社宅等住宅が提供されている場合、標準価額にもとづいて通貨に換算して報酬に算入します。被保険者から費用の一部を徴収する場合、標準価額から徴収金額を差し引いた額が報酬となります。

例) 10畳の住宅を社宅として使用させた。(東京都の場合)

標準価額：2,830円×10畳分＝28,300円

- 被保険者からの徴収額が28,300円以上の場合は、現物給与とならず、報酬に算入されません。
- 被保険者からの徴収額が28,300円未満の場合は、標準価額との差額が報酬となります。
例えば、被保険者から20,000円（月額）徴収している場合、8,300円（28,300円－20,000円）が報酬となります

●通勤定期券・回数券

通勤費を定期券や回数券で支給される場合、現物給与として取り扱われますので、その全額を報酬として算入します。